

北海道告示第10662号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(胆振総合振興局管内太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年4月26日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1) 漁業種類	(2) 操業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数			(6) 漁業を営む者の資格
かにかご漁業(けがに)	胆振太平洋海域	<p>函館市恵山岬正東の線以北、勇払郡と沙流郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から206度55分の線以西の海域。</p> <p>ただし、次のア、イ、ウ、エの各点を順に結ぶ線以西の海域及び渡島総合振興局管内の共同漁業権漁場区域を除く。</p> <p>ア 室蘭市マスイチ岬先端</p> <p>イ アの点から212度30分9,000メートルの点</p> <p>ウ エの点から32度30分10,500メートルの点</p> <p>エ 茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p>	<p>7月10日から8月20日まで</p> <p>※けがにの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案し、7月10日から8月31日までのうち42日間以内に変更する場合があります。</p>	55隻	10トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者	<p>令和5年5月1日から同年5月31日まで</p>	<p>1. 許可の有効期間は、令和5年7月10日から令和6年7月9日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和5年7月10日から令和6年1月9日までとする。なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、胆振総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属する漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。</p> <p>(3) 漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。</p> <p>(4) けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。</p> <p>(5) けがにかご以外の漁具を船内に保持してはならない。</p> <p>(6) 折り畳み式の構造を有するかごは使用してはならない。</p> <p>(7) 海中に敷設するかご数は300個以内とし、海中に敷設された漁具の1日の揚かごは、各のし毎に1回以内でなければならない。</p> <p>(8) かごの網目は、3寸8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさをなければならない。</p> <p>(9) 漁具には次の標識を付けなければならない。</p> <p>漁具標識は、各建の両端に旗を水面上から1.5メートル以上の高さに掲げたボンデン竿に横10センチメートル以上、縦20センチメートル以上の大きさの札を付し、札には組合名、船名、許可番号、漁具番号を明瞭に記入しなければならない。</p> <p>(10) 脱皮直後のけがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(11) つぶ類及びえび類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(12) 7月10日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(13) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>